

平成24年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

意見提出者 1団体、2個人

意見数 23件

NO.	項目	ご意見の内容	ご意見に対する市の考え方
【監視指導計画について】			
1	意見募集の時期について	平成24年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に対する意見募集期間は、昨年より10日程遅く、埼玉県の見募集期間より3週間程遅い設定になっています。食品の安全確保はさいたま市にとって重要な施策の一つであり、計画策定前に市民の意見を聞くことは食品安全行政に関するリスクコミュニケーションの機会の一つであり、重要なことであると認識しております。食品衛生法第24条及び同法64条2項の趣旨、また予算的措置を含む施策のより効果的な運用と、より透明性の高いプロセスを確保する上から案の公表を早め、広く市民に意見募集を行うようお願いいたします。	ご意見のとおり、当該計画の策定にあたって広く市民の皆様のご意見を戴くことは重要であると考えております。案に対する意見募集時期については、市内における食中毒発生状況等を反映した、より効果的な監視指導計画を作成する為、例年1月下旬から2月下旬としております。なお、素案については、意見募集前ではありますが、12月21日の食の安全委員会の議事録等と共に、市ホームページ及び各区の情報公開コーナーにおいて公表しております。
2	パブリックコメントについて	なぜ、広聴課を通してパブリックコメントをしないのでしょうか。	当該計画は、毎年、前年度の監視結果を考慮して策定するものであるため、パブリックコメントには適さないと判断されたものです。
3	様式について	HP上にダウンロードする様式が見当たりませんでした。	今後は分かりやすくしてまいります。
【はじめに】			
4	(1ページ) はじめに	本年度の食の安全に係わる問題は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による食品汚染でした。今までに経験したことの無い大きな状況変化であり、食品の放射性物質による汚染や被ばくなどに対し、多	この食品衛生監視指導計画は食品監視全体の計画であり、放射性物質の食品汚染についても本計画の背景のひとつとして簡潔に記述しております。

平成24年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

		くの市民が心配し、関心を集めています。さいたま市においても、そのような状況の変化に対応し、検査を増やすなど努力していること、また風評被害を減らす意味からも検査について正しい理解をしてもらえるような記述を入れて下さい。	
【さいたま市の食品衛生監視指導体制】			
5	計画の策定について	1年ごとに計画を改定する必要があるのかどうか。H23も拝見しましたが、監視指導対象施設及び監視回数などは、特に実数を毎年示す必要もないし、前年度の実施回数等を載せるのでなければ、最大の監視回数である3年に1回等に計画策定頻度を変えられたほうがよいと思います。	食品衛生法第24条第1項の規定により「毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画を定めなければならない」とされていることから、本市でも毎年度策定しております。
6	計画の体系について	計画の体系がよくわからないと思います。当計画と同じ箱に入っている「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」については、同様の頻度で策定するかなど、方針、プラン、計画等どういうヒエラルキーになっているか明示されるのがよいと思います。	「さいたま市食の安全基本方針アクションプラン」は、「さいたま市食の安全基本方針」の6つの取り組み方針に基づく施策を体系化したもので、数値目標等を定め、進行管理を行い、年度ごとに策定しております。 「さいたま市食品衛生監視指導計画」は、食品衛生法に基づき策定するもので、アクションプランと関連する内容については整合を取っておりますが、同列に位置付けられるもので、同じ箱に入れております。今後出来る限り分かりやすくなるよう検討してまいります。
【監視指導の実施】			
7	(3ページ) 1 通常監視指導	(1)共通監視指導事項ウ「食品衛生法で定められた規格基準に適合している食品であること。」にかなりの検査実績がある「衛生規範」を加える。	本項目では、主に食品衛生法に定められた製造・加工基準等の適合性を確認しているものですので、衛生規範についてはここに含めておりませんが、ご意見を踏まえ、食品等の検査1通常検査(1)に記述します。

平成24年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

8		4ページ表中「食肉、食鳥肉及び食肉製品」「貯蔵、運搬、調理及び販売施設」に「生食用牛肉の衛生的取扱」の追加は。	生食用牛肉については、重点監視指導事項（2）に特出ししています。
9	(5ページ) 2 重点監視指導	(1)イ「調理従事者の健康管理の徹底」を追加したらどうか。	ご意見を踏まえ、監視指導の実施2重点監視指導（1）大規模製造業等の重点監視イに記述します。
10		(4)がダブリ	ご指摘ありがとうございました。
11		食中毒では、自然毒やノロウイルス、カンピロバクターによる患者数は依然多く、大規模製造業や大量調理を行う施設等への食中毒予防の観点からの監視指導は大切だと思います。また、放射性物質による食品汚染問題は、最大の関心事です。市場に流通している食品の安全性確保の点から「放射能」に関する施策の記述が必要だと考えます。	全国的にも多いノロウイルス、カンピロバクターは特記しており、引き続き効果的・効率的な食品監視を行ってまいります。放射能に関する記述は、重点検査項目として記述しており、引き続き、市内を流通する食品の放射性物質に対する安全性確保及び消費者の不安払拭に努めてまいります。
12		細菌性食中毒の中で発生件数が最も多いのがカンピロバクター食中毒です。不特定多数の消費者と接する機会のある飲食店営業者や食肉販売事業者への指導監視は重要です。さらに、そこで働く従業者全員に正しい知識の指導が必要であり、小規模事業者を含め指導を強めてください。 また、食品衛生法に基づく新たな措置が講じられるまでの間、生食用牛レバーや生食用鶏肉等について、生食用として提供しないよう指導の徹底をお願いします。	今後ともより効果的・効率的な監視指導に努めるとともに、食品事業者に対する食品衛生の最新の情報・知識の提供を積極的に行い、従業員教育についても指導してまいります。 また、食鳥肉、内臓を含む食肉の生食等による食中毒予防対策として、食鳥肉及び内臓を含む食肉を生食用として加工、販売、提供する施設への監視指導を引き続き強化していきます。
13	(7ページ) 監視指導対象施設及び監視回数	監視指導対象施設3年に1回以上と平成23年度と平成24年度に書かれた場合には、どちらで監視を実施されるのか。	少なくとも3年に1回以上の監視を実施するというところで、その時期を決めているものではありません。各施設の監視の状況については把握しておりますので、各施設の監視状況を適時確認しながら実施しております。

平成24年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

【 食品等の検査】			
14	(8ページ) 1 通常の検査	広域に流通する食品については、他の自治体においても検査を実施しており、情報の共有で評価・検討を進めていることだと思えます。遺伝子組み換え食品については記載されておりますが、他の具体的な品目や項目数・検体数などお教えてください。食の安心に対する信頼性を増すには、多くの品目・項目で確実に検査が行われていることを消費者が認識することだと思えます。また、例年お願いしていることですが、残留農薬検査の検査対象食品に、高度に加工された輸入冷凍食品も加えられるようお願いします。	ご意見のとおり、広域に流通する食品について、検査を効率的に行うために情報共有することは重要と考えますが、事前にロットの確認を行っておくことが難しいことから、検査を重複しないよう調整するには、まだまだ難しい状況にあります。現時点では、遺伝子組換え食品の検査に関して、県及び川越市と調整しておりますが、今後とも、検査を効率化するために情報共有を含めた方策について検討してまいります。 加工食品の残留農薬検査については、国において検討開発中である試験法が確立した後に、計画に加えるよう検討したいと考えております。
15	(9ページ) 6 収去等検査計画	検体数・検査項目数ともに、平成23年度計画と比較し大幅に増加しています。食品の安全性確保の面から積極的に評価いたします。しかし、放射性物質の検査の増加も含め、貴市が積極的に施策を推進していることが伝わってきません。検体数・検査項目を増加したことやさらに強化していこうとしていることをアピールしてもよいのではないのでしょうか。そのことが、市民の期待に応えることや食品の安全性確保にもつながると考えます。	評価いただき、ありがとうございます。 本計画のほか、年度ごとに策定している食の安全基本方針アクションプランでも、収去等検査計画等の目標数を記載しており、市報やホームページ等で公表しておりますが、今後とも周知に努めてまいります。

平成24年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

16		<p>放射性物質等の予定検査数が増加していることは、消費者の不安感（市場流通している食品の安心感や行政対応）を払拭する上でも重要なことだと認識しています。今後、状況等の変化があった場合、検体予定数に拘ることなく、検体数の飛躍的増加ができるよう準備をお願いします。</p>	<p>国が4月から施行する予定の新基準値の適用にあわせ、新たな対象品目も含め、検査対象及び検体数を拡充していく予定です。</p>
17		<p>この間の民間事業者や一部のマスコミ調査では、内部被曝の線量は低い水準にとどまっています。しかし、放射線による健康影響は、何ミリシーベルト以下なら安全という境界線があるわけではなく、食品に含まれる放射性セシウムを出来る限り減らしていく取り組みが必要だと思われまます。新年度から採用予定の新基準値に基づく指導が必要であり、家庭や学校給食での食事に含まれる放射線量の継続的な調査も必要だと考え、調査の実施を求めます。また同時に、教育関連部局とも連携し、学校給食に対して格別の支援・配慮をお願いいたします。</p>	<p>放射線対策は、庁内全体で取り組むべき課題であり、本市では関係各課で構成される原発災害関連研究チームを立ち上げ、情報交換及び取組方針等の検討を行っているところです。</p> <p>食品については、No16の市の考え方のとおり、新基準値に基づく検査を実施してまいります。</p> <p>家庭での食事に含まれる放射線量の調査については、継続的に国が調査を行っていくと聞いておりますので、これらの情報については適宜提供してまいります。</p> <p>また、給食の放射性物質検査については、小中学校及び保育園を管轄する健康教育課及び保育課が実施しておりますが、引き続き、これら関係課とも情報共有等連携を行いたいと考えております。</p>
18		<p>平成24年度から、放射性物質の基準値設定が変わります。基準値や検査体制の充実・強化、そして、その結果を広く・わかりやすく・速やかに消費者に知らせることが重要だと考えられます。今まで以上に関係部署と連携し、より広範囲で、多様に、あらゆる可能性を考慮して検査の実施を求めます。</p>	<p>4月から施行される予定の新基準値については、既に市ホームページにその内容を掲載しておりますが、4月市報にも掲載し、広く市民の皆さまにお知らせすることとしております。また、新基準値に基づく検査の充実・強化を行うとともに、検査結果の公表につきましても、これまでと同様、迅速・的確かつ分かりやすく行ってまいります。</p>

平成24年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

19		<p>輸入食品は基本的に国が監視・検査を行うものですが、本年度は放射性物質による食品の汚染問題もあり、輸入食品は昨年度より件数・重量ともに増加しています。さいたま市におかれましても、日本へ輸出している国の積極的な情報収集や検査を行ってください。また、国への監視・検査の充実強化も要望強化もしてください。</p>	<p>市内に流通する輸入食品については、収去等検査計画に基づき検査を行っております。国の検疫所で行った検査結果等も参考にしながら、今後とも国の情報も踏まえ、効率的な検査を実施してまいります。</p> <p>また、国への輸入食品の監視・検査の充実強化の要望については、従来より全国食品衛生主管課長連絡協議会等を通じて行っており、今後も継続して要望していきたいと考えております。</p>
<p>【 食品等事業者の自主管理と食品表示の適正化の推進 】</p>			
20	(11ページ)	<p>食品等事業者に対して、自主衛生管理を図るよう HACCP 方式・・・とあります。平成23年度の計画案への私たちの会からの意見に対し、「引き続き支援」する旨の貴市の考え方が示されました。具体的な支援策をお聞かせください。また、同手法は原料仕入れから最終製品までの各工程に、汚染・混入などの危害を予測・管理するものであり、事業者への導入は重要であると考えます。目標値を決めて導入を推進してください。また、現場責任者・指導者養成のための支援とともに、HACCP 手法の導入が困難な零細規模層に対しても、より高い衛生管理を徹底させる支援を望みます。</p>	<p>ご意見のとおり、食の安全確保において事業者の自主衛生管理は重要であると考えております。</p> <p>現在は、食品等事業者からの相談に応じて、適宜 HACCP の考え方に関する指導・助言を行っておりますが、今般、食の安全委員会において検討テーマが取りまとめられたこと等を踏まえ、これらも参考にしながら、事業者の自主衛生管理の推進策等について検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、昨年度より、食のハイリスク者である高齢者向け配食サービスを行っているボランティア団体等に対して、衛生指導や食中毒予防の指導・助言を行っておりますが、このような衛生管理の支援についても、引き続き行ってまいります。</p>
21		<p>自主衛生管理の取り組みの収去検査への協力とされているが、自主衛生管理は営業者自らが検査等科学的根拠に基づき自主的に安全性確保すると解してきた。収去検査とは</p>	<p>検査に供するための食品を収去するか買い上げするかについては、状況に応じて適宜判断されるべきものと考えておりますが、ご意見の、自主衛生管理の評価と行政の検</p>

平成 24 年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

		<p>行政が食品の安全性を確保するため必要に応じて食品等を営業者から無償で抜き取り検査する行為をさすものであり、あくまでも衛生規範で定められたものでなく法的に規格基準の定められたものを食品等を対象としてきた経緯があります。しかし、衛生規範で衛生基準の目安が定められた物まで収去により検査が行われるようになってきたようで、本来買上げ検査を行うのが正しいやり方と解される。従って、行政側実施する収去検査に協力したことを持って自主衛生管理に取り組む姿勢の評価とするのは馴染まないことと考えます。</p>	<p>査への協力の関係については、再度整理・検討してまいります。</p>
【 市民への情報提供 】			
22	(12ページ) 市民への情報提供	<p>平成23年度計画案への私たちの会からの意見に対し、「消費者団体とも連携して食品等による健康被害発生の防止に努める」旨の貴市の考え方が示されました。具体的なお考えがありましたらお教えてください。また、私たちの会からも積極的に意見等の発信を行っていきます。</p>	<p>毎年、夏と冬に実施している食中毒予防キャンペーンにおいて、市民の方を対象にリーフレット等を配布して啓発を行っておりますので、このような際に、消費者団体の方と連携し、情報発信等についてご協力をいただき、効果的に実施できればと考えております。</p> <p>また、食の安全フォーラムやサイエンスカフェなど食の安全に関するリスクコミュニケーションに関しても、テーマに応じて、消費者団体の方々に協力いただいたり、また、これらに参加いただくことで、食の安全に関する知識の普及等を図りたいと考えております。</p>
23	その他	<p>過日、市 HP に「市場監視係」という新着情報がありました。わかりづらいと感じました。</p>	<p>保健所食品衛生課の市場監視係の業務内容について、市民の皆さまに幅広く知っていただくために、市ホームページに掲載したのですが、今後とも、分かりやすい記載等に努めてまいります。</p>

平成24年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

上記ご意見の他に案以外に対するご意見がありました。

放射性物質汚染問題は、食品だけでなく飼料原料・土壌等へ拡大し、消費者の不安は増大しています。十分な情報開示と情報提供が必要であり、各部ごとに発信するだけでなく、統一の窓口を設置するなどして情報の共有を求めます。今後も国の施策・情報を埼玉県とも連携し、速やかに収集し発信してください。

政府は、昨年 TPP について「交渉参加に向け、関係国との協議に入る」との方針を表明した。TPP が貿易自由化の協定だけでなく、各国独自の制度や仕組みが「非関税障壁」とされ交渉の対象になり、残留農薬やポストハーベスト（収穫後使用農薬）、食品表示などの規制が緩和されるのではないかと危惧を感じざるを得ません。消費者の不安を払拭される措置を講ずることが必要だと考えます。